

## 第 6 号議案

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部  
を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定  
について

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する  
法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するもの  
とする。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

(提案理由)

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正す  
る法律（令和 7 年法律第 4 6 号）による電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第  
8 6 号）の一部改正に伴い、関係条例の規定を整理する必要があるので提案  
する。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の  
施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(長岡京市印鑑条例の一部改正)

第1条 長岡京市印鑑条例(昭和53年長岡京市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p>第14条 【略】</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の記録がある当該個人番号カード又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を利用して、多機能端末機(本市の電子計算機と電子通信回線で接続された端末機で、証明書等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。)を通じて、印鑑登録の証明を申請することができる。</p>	<p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p>第14条 【略】</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の記録がある当該個人番号カード又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)を利用して、多機能端末機(本市の電子計算機と電子通信回線で接続された端末機で、証明書等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。)を通じて、印鑑登録の証明を申請することができる。</p>

(長岡京市手数料条例の一部改正)

第2条 長岡京市手数料条例(平成12年長岡京市条例第3号)の一部を次のように改正

する。

改正後	改正前
<p data-bbox="292 322 384 353">附 則</p> <p data-bbox="209 376 399 407">1～3 【略】</p> <p data-bbox="236 434 783 517">(多機能端末機による各証明書等の交付に係る手数料の金額の特例)</p> <p data-bbox="209 548 783 1803">4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の記録がある当該個人番号カード又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第3号ロ</u>に規定する移動端末設備であつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を利用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電子通信回線で接続された端末機で、証明書等を発行する機能を有するものをいう。）により交付される次の各号に掲げる種類の証明書等の交付に係る手数料の金額は、第2条各号の規定にかかわらず、当分の間は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p data-bbox="231 1827 429 1859">(1)～(5) 【略】</p>	<p data-bbox="901 322 994 353">附 則</p> <p data-bbox="812 376 1002 407">1～3 【略】</p> <p data-bbox="839 434 1386 517">(多機能端末機による各証明書等の交付に係る手数料の金額の特例)</p> <p data-bbox="812 548 1386 1803">4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の記録がある当該個人番号カード又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第2号ロ</u>に規定する移動端末設備であつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を利用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電子通信回線で接続された端末機で、証明書等を発行する機能を有するものをいう。）により交付される次の各号に掲げる種類の証明書等の交付に係る手数料の金額は、第2条各号の規定にかかわらず、当分の間は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p data-bbox="834 1827 1032 1859">(1)～(5) 【略】</p>

（長岡京市戸籍に関する手数料条例の一部改正）

第3条 長岡京市戸籍に関する手数料条例（平成12年長岡京市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 【略】</p> <p>（第2条第1号に規定する証明書の交付に係る手数料の金額の特例）</p> <p>3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の記録がある当該個人番号カード又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第3号ロ</u>に規定する移動端末設備であつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を利用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電子通信回線で接続された端末機で、証明書等を発行する機能を有するものをいう。）により交付される第2条第1号に規定する証明書の交付に係る手数料の金額は、同号の規定にかかわらず、当分の間は、1通につき350円とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1・2 【略】</p> <p>（第2条第1号に規定する証明書の交付に係る手数料の金額の特例）</p> <p>3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の記録がある当該個人番号カード又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第2号ロ</u>に規定する移動端末設備であつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を利用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電子通信回線で接続された端末機で、証明書等を発行する機能を有するものをいう。）により交付される第2条第1号に規定する証明書の交付に係る手数料の金額は、同号の規定にかかわらず、当分の間は、1通につき350円とする。</p>

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行する。